

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会 第2回審議会 会議要旨

日時：平成22年11月10日（水）
午後2時00分～午後4時18分
場所：柴田町役場 委員会室（4階）

<出席者>

遠藤委員、古川委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、吉良委員、桜場委員、大庭委員
(欠席委員なし)

<事務局>

大場まちづくり政策課長、関課長補佐、藤原主任主査、小林主査

<傍聴者>

1名

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名員の指名

志子田委員、阿部委員の2名が会議録署名員に指名された。

4. 諮 問

遠藤会長： 10月27日付けで、滝口茂柴田町長より「1まちづくり提案制度について、2まちづくり推進センターについて」諮問を受けております。従いまして、本日はこのことについてご審議いただくこととなります。

5. 議 事

遠藤会長： 諮問された内容について、一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局： (資料1-1、資料1-2、資料2について説明)

遠藤会長： 何か質問はありますでしょうか。

児玉委員： 推進センターの役割や仕事の内容については条例の方に入れるべきで、逆に利用制限とか原状回復などについては、規則に入れるべきだと思います。

- 事務局 : 条例としては、まず公の施設として位置付けるということがあります。
開館時間、休館日については規則で定めている自治体もありますが、今回は条例に盛り込むということで調整しておりました。
事業内容は、基本条例の第31条で規定されており、そこで基本的な事業について規定されていますので、この部分については改めて条例で規定する必要がありません。
事業内容として、つくる会でから詳細な意見がありましたが、それらにつきましては、規則第2条第1項第3号「その他センターの設置目的を達成するために必要な事業」ということで一本にしてあります。
- 古川委員 : 開館時間は、午前10時から午後6時までとなっていますが、仕事帰りの時間帯に活動をする方たちへの対応はどのように考えているのでしょうか。
- 事務局 : 夜間の対応については、推進センターの業務を進めていく中で、状況を踏まえて検討していきたいと考えております。また、夜9時まで利用できる各生涯学習センター等も活用していけるものと考えております。
- 志子田委員 : 夜にも会議などがあるということが予想されるなら、最初から対応した時間にすべきではないかと思えます。
- 事務局 : 進めていく中で、夜に相談したいということが多ければ対応していかなければならないと考えています。
- 澤田委員 : 事業内容については、基本条例の中に入っているから必要ない、というのも分かりますが条例に役割と事業を付け加えた方が良くはないかと思えます。
- 事務局 : 法制担当とも協議し、盛り込めるのかどうか検討させていただきます。
- 遠藤会長 : 誤解が生じないように条文していく、ということで検討していただければと思います。
- 阿部委員 : 本日この会議の冒頭に、配置できるのは何名だ、予算はこうだ、というような状況説明を受けました。そういったベースから議論するのか、前提条件から議論を始める必要はないのか、その辺のスタンスをはっきりさせて会議を進めるべきではないでしょうか。
推進センターは、町が設置するものではありませんが、自主的な活動、独立性のある運営をどのように進めていくのか、住民がボランティアで従事できないか、などもっとフレキシブルな運営を考えていく必要があるのではないのでしょうか。
- 事務局 : まず、設置は一旦町がいたします。それは町の役割であると考えております。
ただ、推進センターは一ヶ所で良いのか、という考え方もあると思います。推進センターの第2段階を考えた場合には、住民側から推進センターのような機能が出てきても良いのではないかと思います。例えば、中学校単位か、小学校単位かもしれませんが、

そういう単位で考えていってもらっても良いのでは、と思っています。

吉良副会長： 条例には運営について規定している部分がほとんど見当りません。推進センターの運営については住民が意見を述べる機会が無いのでしょうか。

事務局： 事業を進めるに当たっては、企画会議や運営会議を開くこととなります。それについては町民が参加できる形で、別途で決めていくものと考えています。今回、柱の部分が決まれば、来年4月までの間に組織固めをしてきたいと考えており、その部分では、つくる会で検討されていた内容も生かしていければと考えています。

阿部委員： 今日の議題はどうやったら住民がより参加できるか、そのための条例ですから、手続き論ではなくて、もっと大きな視点から議論が必要になると思います。この会はマスタープランを作成する会議ではありませんが、マスタープランが示されない中で、どんなところが到達点なのかも分からない、いつになるのかも分かりません。

遠藤会長： 今の意見については、この後の意見交換の中でも取り上げたいと思います。

桜場委員： 条例の方に事業を入れても良いと思うのですが、今の案でも支障がある程でもないと思います。必要なものは網羅していると思いますので、この案で構わないと思います。

大庭委員： 住民の視点を大切に、住民の参加を進めていくことが大切だと思います。指定管理者制度を活用することによって、今後発想の転換ができて柔軟に対応していくことも可能だと思います。

事務局： 将来の基本的な方向としては、まちづくりのNPOが町内で設立されれば、そういうところに指定管理に出して一緒にやっていきたい、という考え方はあります。しかし、現時点では町が設置して運営しますので、中間的組織といいながらも、どうしても町の組織のようになってしまいます。

条例での規定内容ですが、例えば、推進センターを指定管理にして、出来る限り民間の考え方を取り入れようとした時に、詳細部分に決め過ぎていると、その部分が足枷になることが考えられます。詳細な事項はある程度柔軟に対応できる規則の方に持ってきてみましょう、という考え方があります。

遠藤会長： 今の質問の中で出てきたものは、大きく分けまして4点になるかと思います。

一つ目は、推進センターの開館時間について。

二つ目は、事業内容等の規定の仕方について。

三つ目は、推進センターの位置付け、基本的な性格をどのように考えるのか、ということについて。それに関連して、推進センターをどのように運営していくのか、住民の視点に立ってのマスタープランがあって、はじめてこのような議論に入れるのではないかと、というご意見がありました。

四つ目は、住民主体、住民参加というのは、町のみで頼るのではなくて、ボランティアという視点も必要ではないか、という意見がありました。或いは生涯学習センターのような他の機能との連携、補完をしながら進める必要性についてもご意見がありました。

志子田委員： 開館時間は、夕方6時までという、仕事をしている方は気軽に行けない、というのが実情だと思います。

場所については、つくる会で検討したときには中心市街地の活性化ということで、商店街の空き店舗を活用してはどうか、という考え方もありました。

また、この審議会は、出来れば基本条例で何か一つでも見えるものを実施してから審議すれば、もっと良かったのかなと思っています。

児玉委員： 提案制度については、今の要綱案では提案しにくいなと思いました。

桜場委員： 正しい手続きだとは思いますが、もう少し簡単に進められると良いと思います。

澤田委員： 基本条例は多くの住民の参加を得て、あれだけ長くの時間をかけて一生懸命検討して出来上がりました。今はそれをどう生かすか、という段階です。

まず、実際にこの制度をやってみる。その後で、この審議会において、これはおかし、ここはちょっと面倒だからこう直した方がいい、ということになると思います。

推進センターについては、まずは現在のゆる、ぷらの場所に設置しますが、最終的には中学校単位に置いてある生涯学習センター3ヶ所に推進センターを置いて、やっていくということが理想だとは思っています。

阿部委員： いかに行政の中に無駄ができていくかという点で、例えば新しい首長さんがやってきて、新たに何かを作る、次々と作って行って行政がどんどん肥大化していています。

この推進センターを進めるに当たっては、先ほどのお金の話も関わるとは思いますが、町の大きな仕組みの中で、推進センターを作る代わりにどこかを廃止するとか、そういうマスタープランを作る必要があると思います。全体のビジョンが見えない中で、どうですかと問われても、追認するしかないと思います。

澤田委員： 基本条例は既に議会を通過して施行されています。ですから、この条例を如何に運用していくか、住民と一緒に進めていくか、ここはそれを議論する場です。

遠藤会長： 条例をどう実施していくのか、という点について阿部委員の意見は。

阿部委員： 例えば推進センターは、議会とか町長とか教育委員会とか、そのようなある程度独立した担い手というか、そのようなものと同等の権限と金と情報を持てるような、新しい独立したセンターというものをイメージしていました。そこにはある程度の力と決裁権のある人がいて、もっと多くの人員で回す仕組み、そういうイメージを持っていました。

志子田委員： つくる会では、本来は民間の力で運営するのが望ましい、ただ最初の資金と建物などは行政にお願いしなければならない、という話になりました。民間が独立して運営していく、というのが将来の理想だね、という意見は多かったと思います。

遠藤会長： 澤田委員からは、基本条例は施行されており、今は実施の段階である、という意見がありました。

志子田委員からは、施設は行政の物を活用し運営は民間で進めるのが理想である、という意見がありました。

阿部委員からは、推進センターの機能、権限はもっと拡充されるべきものであると考えていた、という意見がありました。

ただ、行政の財源や人員が限られているものである、ということは否定できない事実であります。運営は民間でといっても、人員や財源をどう確保していくのか。その辺について、もう少しご議論をいただければと思います。

桜場委員： 条例をつくる会で検討された内容を聞くと、推進センターは随分理想が高いところにあるのだな、とびっくりしています。民間が何でもやっていくのは良いのですが、そこまでやれるのだったら行政からのお金は必要ありません。そのような運営していくにはどうすればよいか、すぐには案が出てきません。検討していく時間をもっと必要です。

大庭委員： 行政と同等の立場で動いていく、というところまで目指すのであれば、仙台市市民活動サポートセンターを運営している、NPO法人のせんだい・みやぎNPOセンターのようなものが、柴田町でも住民の間でしっかり認知されるくらい成熟したものができれば、公設民営というのも可能かもしれません。

ただ、現状を見ますと、住民自身が頼まれてやっている、という状況が無きにしも非ず、というのが柴田の状況だと思います。

児玉委員： 推進センターは公設民営というのが理想だと思います。臨時職員や有償のボランティアなどというのは、町の責任で置いていただいてサービスを提供していってもらい、そういうイメージでいました。町長や議会と同等位に、という意見がありましたが、そこまでは求めるのは無理があるのかなと思います。

古川委員： 実際にこれを運用するに当たっては、地域を回って、車座集会の様なもので対話を進めながら、時間をかけながら進めていく事案なのかな、という気がします。

そうは言いながらも、条例をつくる会で議論を尽くされてきて、まずはこの様なものを立ち上げていきたい、という点では一致しているわけです。

将来どうやって民営化に持っていくのか、具体的にそれを議論するのは、この審議会とは別に検討組織が必要だと思います。それには各種団体の代表であったり、地域コミュニティ組織の代表であったり、そういう方々も含めて、十分時間を取って議論していく必要があると思います。

ここでは、基本条例が考えている目指す姿であるとか理念をもとにして、その仕組み

などがまちづくりに本当に効果的なのか、ということを検証していく議論をしていくことが大事なのかなと思います。

吉良副会長： つくる会では推進センターなどについて、どのようにしていけば成功するか話し合いをしていましたので、その内容も参考にさせていただいて、今回の案に至っているのだと思っています。運営のことについては、別途の検討会、審議会等で対応という意見もありましたから、その辺を追加する工夫をしていただければと思います。

遠藤会長： 皆さんのご意見は、中間で私がまとめた論点からは大きく外れていないと思います。開館時間の問題。

管理条例になっている、事業の規定が不十分では、というような規定の仕方の問題。推進センターの位置付けやマスタープラン、運営のあり方の問題。

それから、住民参加のあり方、公設民営へ向けてどのように進めていくか、というような問題。

大きく、以上の4点に論点が集約できると思います。

議論を聞いておまして、対応の仕方は二つあると思います。

一つは、どちらかと言えば必要最低限の骨格的な条例案等を提示していった、後は説明の段階で運営のあり方であるとか、そういうものを書き込んだ資料を用いる。まず、実施に必要な最低限の部分を条例、規則等で定めていく、という形があると思います。

もう一つは、きちんと書き込むべきことは書き込んで、基本条例と今回の条例、規則を読めば全体像が分かるように再整理をしていく、という形です。

ただ、ここで重要なのは、理想と現実の違いをきちんと認識して、対応していかなければならないということです。単に公設民営にしたからといって、仙台市の例にあるように民間主導の体制が出来ている場合と、そうでない場合とに分けて対応していかなければならないと思います。

どうも、柴田町の場合は後者のようであると。そうすると、車座になってまちづくりを皆で考えていく場が必要であろう、ということです。そういうことを実際のセンター運営と併せてやっていきながら進める、ということになると思います。

私は、澤田委員がおっしゃった、基本条例はできたのだから出発することが求められている、ということは非常に重いのではないかと思います。一方において財源的な人的な制約がある中で、どういった形で住民参加、住民主体の生きた本当のまちづくりをやっていくか、ということも求められています。

志子田委員： 多くの人の意見を聞く、参加をもらうという点では、私は開館時間の点だけどうにかならぬかな、というところです。

桜場委員： 私は、10時から6時で良いと思います。土日のどちらかで休みを取ることができれば、センターに行けます。

志子田委員： 厚労省の統計によると6割8分の方が土日休みじゃありません。一週間通してじゃな

くても良いので、柔軟な対応ができれば、提案制度なども進めやすいと思います。

児玉委員：例えば毎週水曜日は7時8時まで開いています、夜間対応します、とうようなことを条文として上手く加味できるものであれば良いのかな、と思います。

遠藤会長：柔軟に対応していくということであれば、第3条のただし書きに「ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。」というのがありますので、今の指摘に対しては、この規定で十分足りていると思います。

澤田委員：まずは、実施してもらおう、というのが私の考えです。推進をしていってもらう、というのも我々の任務の一つであると思います。

時間の問題がありましたが、今の案の時間帯でまずやってみて、6時以降に来る人がどれ位いるのか、もっと遅くまで開けて欲しいという人がどれ位いるのか、それを見て変更すれば良いのではないのでしょうか。初めから夜9時まで開けてみましたが誰も来ませんでした、ということでは、どうしようもありません。

志子田委員：条例の推進について意見がありましたが、この審議会は実施したことを検証していくのであって、牽引者になって推進していくのではないと思います。

遠藤会長：この審議会の役割について整理しますと、基本条例の中には行動規定がいくつかあります。それについて諮問を受けて審議し、答申を出し、より良い形で実施に移してもらうよう、町当局、或いは住民に訴えかけていく機能は持っていると思います。その第1段階目のアクションが今日の審議であります。

今日の議論の方向性としては、実施に移すことが大切だということ。そして、公設民営という方向性を目指すというのが基本理念にあるということ。そして、財政的にも人員的にも厳しい中で、民間活力を生かしていくということも求められているということ。しかし、民間活力の活用という点では、理想と現実には大きな溝があり、その溝を埋めていくためには、車座になって住民と対話していく機会を作っていくことが大切であろうということでした。

今回諮問された条例、規則、要綱については、必要最低限の規定をして、まずはスタートしてもらおう。ただ、運用に際しては、今議論になったいろいろなご意見をまとめて、答申に意見として付すというのが、現実的な対応になるのではないかと思います。

まずは、開館時間、特に夜の開館時間の問題です。これについては、既存の施設を活用していくも、可能な点については、いろいろ追求していってもらおう、ということ。

二つ目は、規定の仕方についてです。見方によっては管理条例になっていて冷たい、或いは書き込み過ぎていて提案しづらい、というご意見がありました。それについては、基本条例、そして今回出された条例、規則、要綱、要領これを総合的に整理した説明資料を作ってください、説明を分かり易く進めてほしいということです。

三つ目は、推進センターの位置付けと運営のあり方です。これは、もっと深めて議論して、専門的にどう運営していくか、どう回していくか、それについては別の場を設け

て検討していってもら、ということです。

四つ目は、まちづくりの基本は住民の参加であり、関係者の協働であるわけで、それを根付かせるためには、住民、町、関係団体はどのような努力していかなければならないか、ということです。

そういう方向でまとめさせていただければな、と思うのですがいかがでしょうか。

阿部委員 : 将来的に公設民営にするのかどうか、少し分かりづらい点がありました。もう少し分かりやすくしてもらえれば良いのかなと思います。

吉良副会長 : 公設民営を目指すということをはっきり明記する形であれば、会長が整理した内容で今日の議論は上手くまとまっているのではないかなと思います。

桜場委員 : 推進センターの事業内容について、条例に入れるか入れないか、原案のままで良いのか、はっきりさせた方が良いと思います。

澤田委員 : 事業内容と運営方法については、条例の中に入れてもらわないと駄目だと思います。

遠藤会長 : それでは、今回の条例案をベースとしつつ、事業や運営が明確になるようにしてほしいということを、意見として付けるとことでよろしいでしょうか

吉良副会長 : 後は信頼関係に基づいて進めてもらうということによろしいのではないのでしょうか。

遠藤会長 : それでは、答申の文面については、今の議論の整理を基に、吉良副会長と調整させていただきます。

6. その他

遠藤会長 : 最後に、その他ということで、簡潔に参考資料の説明を事務局からお願いします。

大場課長 : (参考資料について説明)

遠藤会長 : 次回の日程などについてお願いします。

大場課長 : 次回の案件とすれば、住民投票の関連になると考えています。開催時期については追ってご連絡したいと思います。

遠藤会長 : 本日はこれで審議会を終えたいと思います。

7. 閉 会